

別紙 1

【セミナー講師料等の支払基準】

城西支部内におけるセミナー、講演会等において講師等を務めた者に対する報酬金額は下表の金額とする。

講師等 1 人あたりの報酬金額（源泉税引き後）

種別	報酬金額
セミナー・講演会講師	①城西支部会員…………… 1 時間につき 10,000 円を上限 ②城西支部会員以外… 1 講座につき 50,000 円を上限 注) 上記の「1 講座」とは 3 時間以内を標準とする
マイスタープログラム指導員	1 案件につき 90,000 円を上限
コラム執筆者（地域支援コラム等）	1 コラム 5,000 円を上限

制定：平成 28 年 3 月 11 日

改定：平成 29 年 2 月 10 日

改定：平成 29 年 12 月 8 日